

# 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全「湖美来」

## イメージキャラクター及び「湖美来」名称使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会の「湖美来」イメージキャラクター「水恋」、「湖春」（以下「イメージキャラクター」という。）及び「湖美来」名称（以下「名称」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用承認の申請)

第2条 イメージキャラクター及び名称を使用しようとする者は、事前に「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全「湖美来」イメージキャラクター及び「湖美来」名称使用承認申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付し、猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一つに該当するときは、この限りでない。

- (1) 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会（以下「協議会」という。）が使用するとき
- (2) 協議会会員が協議会の目的に沿って使用するとき
- (3) 報道機関が報道の目的で使用するとき
- (4) その他会長が適当と認めるとき

### (使用の承認)

第3条 会長は協議会の施策の推進に寄与し、または、猪苗代湖・裏磐梯湖沼流域、ひいては福島県の地域活性化等に資すると認められる場合は、イメージキャラクター及び名称の使用を承認する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は承認しないことができる。

- (1) 協議会、県及び猪苗代湖・裏磐梯湖沼流域市町村が行う施策への正しい理解を妨げたり、当該施策を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 協議会のイメージ、品位を傷つけるおそれがあるとき。
- (4) 過去に承認を受けたイメージキャラクター及び名称の使用状況及び使用実績が良好でない使用者からの申請であるとき。
- (5) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (6) その他承認することが適当でない認められるとき。

2 前項の規定により承認する場合は「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全「湖美来」イメージキャラクター及び「湖美来」名称使用承認書」（様式第2号）を交付する。

3 会長は、承認するに際し条件を付すことができる。

4 前各項の規定は、第5条の規定により承認内容の変更申請の提出があった場合について準用する。

### (不承認)

第4条 会長は、イメージキャラクター及び名称の使用を承認しない場合は、申請者に

対し書面によりその旨を通知する。

(承認内容の変更)

第5条 使用の承認を受けた者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全「湖美来」イメージキャラクター及び「湖美来」名称使用変更承認申請書(様式第3号)を提出し、その承認を受けなければならない。

(使用方法)

第6条 イメージキャラクター及び名称の使用に際しては、次の各号を順守しなければならない。

(1) イメージキャラクターの著作権は松本零士氏にあることから、それを表すため、「©松本零士」と表記すること(別記「使用例」参照)。

(2) 承認された用途に限り使用すること。

(3) イメージキャラクターのデザインは原則、変形、加工を行わないこと。

(4) イメージキャラクター及び名称を使用した物品等の完成見本を速やかに提出すること。

ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができること。

(使用状況及び使用実績の確認)

第7条 会長は、必要と認めた場合には、使用者に対し記録等の資料や説明を求め、使用状況及び使用実績の確認調査を行うことができる。

(使用承認の取り消し)

第8条 会長は、次の事項に該当する場合は、使用承認の取り消し、使用条件の変更、使用物件の回収を求める等の措置を行うことができる。

(1) 当該規程に違反し使用した場合

(2) 使用承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合

(3) 使用承認条件に違反して使用した場合

(損害賠償等の責任)

第9条 会長、協議会及びイメージキャラクターの制作者である松本零士氏は、イメージキャラクター及び名称の使用に関し損害賠償等の一切の責任を負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年6月8日から施行する。

附則

この規程は、平成31年1月17日から施行する。

別記

「水恋」



© 松本零士

「湖春」



© 松本零士

「水恋」と「湖春」



© 松本零士

様式第1号（第2条関係）

猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全「湖美来」  
イメージキャラクター及び「湖美来」名称使用承認申請書

平成 年 月 日

猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会長

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名） 印

下記のとおり、イメージキャラクター及び名称を使用したいので申請します。

記

- 1 使用対象（キャラクター使用の場合はキャラクター名）
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用期間
- 4 連絡先（担当者、電話番号）
- 5 添付書類  
企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第2号（第3条関係）

猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全「湖美来」  
イメージキャラクター及び「湖美来」名称使用（変更）承認書

平成 年 月 日

様

猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会長

平成 年 月 日付で（変更）申請のありましたイメージキャラクター及び  
名称の使用については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- （1）猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全「湖美来」イメージキャラクター及び「湖美来」  
名称使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2）猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全「湖美来」イメージキャラクター及び「湖美来」  
名称使用規程を遵守すること。

2 承認番号

猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全「湖美来」イメージキャラクター及び「湖  
美来」名称使用承認

第 号

様式第3号（第5条関係）

猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全「湖美来」  
イメージキャラクター及び「湖美来」名称使用変更承認申請書

平成 年 月 日

猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会長

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名） 印

先に承認を受けた、猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全「湖美来」イメージキャラクター及び「湖美来」名称の使用について、下記のとおり変更を申請します。

記

|       |  |     |
|-------|--|-----|
| 承認年月日 | 平成 年 月 日   |     |
| 承認番号  | 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全「湖美来」イメージキャラクター及び「湖美来」名称使用承認<br>第 号 |     |
| 変更事項  | 変更前  | 変更後 |
|       |  |     |
| 変更理由  |  |     |